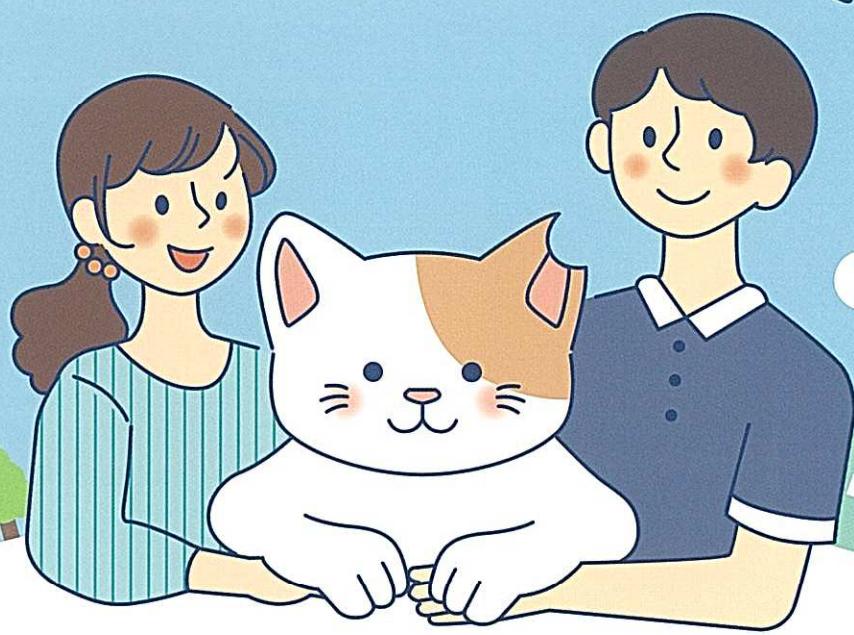


// 所有者のいない猫(野良猫)  
にかかわる問題を地域で解決するために //



# 所有者の いない猫対策は 人と猫の調和から

所有者のいない猫対策



岡山市保健所衛生課

# あなたの地域で 野良猫が増えて…

## ●庭や駐車場にフンやオシッコ



## ●発情期の鳴き声



これまで、所有者のいない猫（野良猫）については、ふん尿やゴミあらし等の被害があつても、対策があつりませんでした。飼い猫であれば、飼い主に苦情を言つうこともできますが、相手が「所有者のいない猫」では、不満を持つていく場がなく、結局被害を受けている方は猫を憎むようになつてしまい、えさを与えている人との感情的な問題や、猫を傷つける事件がおきることにもなります。



## ……困っていませんか？



- お腹を空かせた猫や子猫を助けたい。
- 野良猫にえさを与えたら、近所トラブルになった。
- これ以上、近所の野良猫を増やさないように不妊・去勢手術をしたい。

もともと、「所有者のいない猫」は飼い猫が捨てられ、増えたりしたもので、なにより猫の飼い主の方が責任ある飼い方をすることが大切です。そうすれば不幸な猫はこれ以上増えないはずです。

そのうえで、今いる「所有者のいない猫」をどうするかを考えいかなければなりません。

そこで…

# 所有者のいない猫対策は 人と猫の調和から

## ●所有者のいない猫対策とは…

地域住民、ボランティア、行政が  
一体となって取り組む協働事業です。

猫も命あるものだという考え方で、その地域にお住まいの皆さんの理解と協力のもとに、地域で「所有者のいない猫」を適正管理しながら共生していくものです。

具体的には、不妊・去勢手術を行ってこれ以上増やさないようにしたうえで、適切にえさを与えて、食べ残しの処理やトイレの設置をしながら管理していくというものです。

このような管理がうまく続ければ「所有者のいない猫」の数は減少していくものと考えられます。



### ステップ①

#### 地域の協力や理解を目指します。

●地域における所有者のいない猫対策のルールを作るために、また複数の地域の方が活動に参加するために、活動する地域の自治会長等や住民と協議の場や説明会などを開きます。

その際には、猫が苦手の人や活動に反対の人にも広く参加していただき、「所有者のいない猫対策」の正しい理解が得られるよう丁寧に説明する必要があります。

※活動を始め、手術のために猫を保護する際に、誤って飼い猫を保護し、トラブルになる事を防止するためにも、地域住民への周知は行ったほうがよいでしょう。

(保護=手術をするために捕まえること。手術後は元の場所に戻します。) 猫を快く思われない方や排除は好まないが生活環境の侵害は困る方、また猫に思いを寄せる方々にも説明会に参加してもらいましょう。

岡山市では、要望があれば説明会で理解と周知のお手伝いをします。

### ステップ②

#### 具体的行動

●地域住民が主体となり必要に応じてボランティアの協力を得ながら活動します。

- ①不妊・去勢手術を行う。(市の助成制度を活用する)
- ②不妊・去勢手術を施した猫であることを識別するために、

**片耳の先の一部にV字カット**を実施したうえで、元の場所に戻します。

- ③ふん尿の始末をする。(簡単な猫用トイレの設置等)
- ④適切にえさを与え、食べこぼしやえさ場の清掃を行う。



# 所有者のいない猫対策

## えさの与えかたは？

- えさを与える場所を話し合いで決め、できる限り同じ時間に、えさを与えるようにする。  
(えさは一日1回でも大丈夫です。水も与えてください。)
- 猫が食べ終わったら、残りのえさは置きっぱなしにしないですぐに片付けてきれいにしてください。
- 猫には、それぞれグループがあります。猫にとって落ち着いた場所で定期的にえさを与えることで、猫の行動も温和になります。

「えさやり禁止」の掲示はこのように書いた方が効果的です。

「この地域の猫は、適正にえさを与えて  
いますので、無断でえさをやらないよ  
うに。置きえさ厳禁です。」  
(またはえさの置きっぱなし禁止です)



## 猫用トイレの作り方は？

猫は、砂ややわらかい土を好んでふん尿をする習性があります。あちこちでされるより、まとめてするよ  
うに仕向けましょう。そのためには、次の点を考慮してトイレを設置してください。

所有者のいない猫でもトイレのしつけは可能です。

猫の決まった場所でふん尿をする習性を利用して、猫のトイレの癖を付けます。

### 【庭の一部を利用する場合】

猫がよく排泄をする場所に設置します。時々土を掘り返し、埋め戻すだけです。

### 【プランター等を使う場合】

土が流れ出ないようにプランターに底網を入れ、園芸用の土や砂を入れます。どちらもなるべく雨などで濡れない場所に設置し、あればフンを入れてトイレと認識させます。

最初だけマタタビを土に混ぜて猫を引き寄せるのも有効です。



猫は思いのほか清潔好きです。こまめにトイレの清掃をしないと、ほかでするようになってしまいます。トイレ当番も多くの方がかかわってください。このことで、町もきれいな状態がたもたれます。

## 不妊・去勢手術をするには？／資金面について

猫の不妊・去勢手術をするためには、やはり手術代金を工面しなければなりません。現在は、活動されている町内会や個人の方が、自費で費用負担をされている状態です。

所有者のいない猫対策の取り組みを進める中で、町内会・地域住民で話し合って、バザーやフリーマーケット、募金など工夫すれば様々な協力を得ることも可能です。

なお、岡山市には手術に要する費用の一部を助成する制度があります。保護をする前に、保健所衛生課まで、お問い合わせください。

# “あれこれ”



## 手術のための保護について

野良猫は、警戒心が強く手術をするために保護しようとしても、なかなか上手に保護することができません。

特に、授乳中の子猫がいる母猫を保護する場合は、同時に保護しないと、子猫だけが取り残されてしまうことや、母猫が警戒して保護できなくなるなどの問題が生じてしまいます。

地域で保護に悩んだときは、保健所やボランティア団体に気軽に相談できます。



## 保護をするとき

野良猫を保護するときは、えさを与えていたる時間帯に行ってください。定期的にえさを与えていればその時間その場所に猫は姿を現します。

保護する際には、猫がパニックを起こして暴れ、引っかかれたり、噛み付かれたりすることもあるので、長袖シャツや皮手袋などを着用してください。

飼い猫を保護しないように、近隣に対して保護する猫や日時について前もってチラシなどでお知らせし、その時間帯に猫をださないよう周知しましょう。

地域の理解があれば地域と協力しながら活動を開始できて安心です。



## 所有者のいない猫対策の効果

### ●不妊・去勢手術をすることで

- 尿の臭いがうすくなります
- さかりの鳴き声がなくなります。
- 子猫がうまれなくなります。



### ●地域環境にとっては

- 定時・定点のえさやりルールを決めることでまちの中で、えさの散乱などが改善されます。
- 猫用トイレを設置することで、ふん尿の被害が少なくなります。
- 捨て猫や動物虐待を防ぎます。

### ●近隣トラブルについては

- 猫の繁殖制限をし、数が減ることにより、苦情が減り、近隣トラブルの解消ができます。
- 所有者のいない猫対策がきっかけとなり、地域のコミュニケーションが活性化します。
- 地域で動物を可愛がる気持ちが生まれます。



# 野良猫を増やさないために…

## ● 猫の飼い主は次のことを守ってください。

### ① 屋内飼育をする

ペットの猫は、飼い主が環境を整えた屋内で充分に暮らせます。

猫を外へ出している飼い主さん、外は危険がいっぱいです！ 交通事故、感染症、迷子、予期せぬ繁殖、ケンカ、近所からの苦情やトラブル・・・猫が命を落とすことにもなりかねません。

### ② 不妊・去勢手術をする

猫は1年に2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。不妊・去勢手術をして、不必要的猫の繁殖制限を行いましょう。病気の予防やストレスの軽減にもなります。

### ③ 身元の表示をする

迷い猫をなくすために、飼い主の連絡先を明記した首輪や名札などを付けましょう。  
(マイクロチップを装着すれば、名札等がはずれてしまった場合でも身元を確認できます。)

#### マイクロチップとは？

長さが約10mmの生体適合ガラスで覆われた電子標識チップで、動物の個体識別ID番号が記録されています。専用のリーダー（読み取り機）で動物の皮下に装着したID番号を読み取り、あらかじめ登録したデータベース（動物ID普及推進会議（AIPPO））に番号を照会すると飼い主がわかります。



出典 公益社団法人 日本獣医師会

### ④ 捨てない（終生飼養をする）

一度飼育を始めた猫を一生涯飼い続けるのは、飼い主の責任です。猫を捨てるることは犯罪行為です。飼養を続けることがどうしても無理な場合は、新しい飼い主を探してください。

また、どうしても飼えなくなった場合にどうするのか、新しい飼い主を探すなど、あらかじめ対策を考えておきましょう。

「動物を捨てること＝遺棄」は犯罪です。遺棄は「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止されており、違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が規定されています。



# 猫に関する法令等の一部

## 動物の愛護及び管理に関する法律・抜粋(昭和48年10月1日法律第105号)

### (目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵（かん）養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

### (基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

### (動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように講じなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

### 第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はその恐れのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬（は）虫類に属するもの

## 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準・抜粋 (平成14年5月28日環境省告示第37号) 一部改正 平成25年9月

### 第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病的感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすこ

とのないように努めること。

3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

## 岡山市動物の愛護及び管理に関する条例・抜粋 (平成13年6月27日市条例第41号)

### (市民の責務)

第4条 市民は、動物の愛護に努めるとともに、動物の愛護及び管理に関する市の施策に協力しなければならない。

### (飼い主等の責務)

第5条 飼い主は、動物の習性、生理、生態等を理解し、動物にみだりに苦痛を与えないよう飼養するとともに動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑をかけないよう飼養しなければならない。

2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合は自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物が繁殖して、これを飼養し、又は飼養することに代えて新たな飼い主を見つけることが困難になるおそれがあると認める場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守し、動物を適正に飼養するよう努めなければならない。

- (1) 適正にえさ及び水を与えること。
- (2) 適正に飼養することができる飼養施設を設けること。
- (3) 疾病の予防等健康管理を行うこと。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (5) 異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により、周辺の生活環境が損なわれないよう適正な措置を講ずること。
- (6) 逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容すること。
- (7) 公共の場所及び他人の土地、建物等を汚損させないこと。

### (猫の飼い主の遵守事項)

第8条 猫の飼い主は、第6条各号に掲げる事項のほか、その飼養する猫について、人に迷惑をかけないよう適正に飼養しなければならない。

## 猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成します

申請対象者	市内で所有者のいない猫活動を行う団体（活動者2名以上）の代表者
助成期間	2年間（初回助成金交付決定年度及び次年度）
助成匹数	20匹以内（1活動地域に対して）
助成金額	上限10,000円（1匹あたりの手術代に対して）
申請方法	事前申請です。 (手術前に申請及び助成金交付決定が必要)
助成条件	<input checked="" type="radio"/> 地域の合意形成が必須（町内会長の承諾） <input checked="" type="radio"/> 岡山市猫の適正飼養ガイドラインに沿った活動であること <input checked="" type="radio"/> 以前に助成対象地域になっていないこと
その他	※必ず事前に保健所衛生課に相談してください。



マスコットキャラクター  
ももにゃん

### 問い合わせ先

岡山市保健所衛生課 電話 086-803-1259（直通）  
〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号



岡山市保健所衛生課

編集協力 NPO法人 岡山ニャンとかし隊

発行日 令和元年8月改訂